



幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第79号

男性も増加! 脱毛エステのトラブル

「高額プランを強引に勧められた」「混んでいて予約がとれない」「思つたより効果がない」など全国の消費生活センターなどには脱毛エステについての相談が多く寄せられています。4~6月の相談件数は、昨年同時期と比べて約3倍に増加しました。契約当事者の年代は、10~20歳代の割合が高く、女性からの相談が多い傾向にありますが、令和2年度からは男性からの相談も増加しています。

■トラブル防止のポイント

①「お試し施術」「月額○○○円」など低価格の広告をうのみにしない。

低価格の広告を見て店舗に出向いたところ高額なコースを勧説されたというケースが目立ちます。気軽さや安さを強調した広告だけで判断しないようにしましょう。

■クーリング・オフや中途解約ができる場合があります。

エステの契約は、契約期間が1ヶ月を越え、かつ契約金額5万円を超える場合、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフ(無条件での契約解除)をすることができます。

また、クーリング・オフ期間を過ぎても契約期間内であれば、違約金を払って中途解約できます。

③契約は慎重に検討する。

分割払い(個別クレジット)の場合は、手数料を含めた金額や分割払いの期間を必ず確認しましょう。また、長期間にわ

たる契約では、脱毛機器が肌に合わないことや、事情が変わつて通えなくなるなど、解約しなくてはならない状況も想定されます。都度払いができる店やコースも検討しましょう。

今月の相談

ある訪問買い取り業者から「古着などの用品を買い取ります」と電話があり、自宅に来てもらつたが、用意した古着を見ずに「貴金属はないか」としつこく聞かれた。何とか断つて被害はなかつたが、今後のため対処法を知りたい。

相談事例紹介 訪問買い取り(訪問購入)のトラブルに注意!

この相談のように、買い取りを承諾していないものを見るようにと事業者に迫られても、商品を見せず、毅然と断ることが大切です。長時間、居座られてしつこく勧説されたり脅されたりした場合は、警察に通報しても構いません。



訪問買い取り(訪問購入)では、このほかにも消費者を守るためにさまざまルールが定められています。例えばいわゆる「飛び込み」の勧説や事前に消費者の同意のないもの(事例では貴金属の勧説)をすることはできません。また、事業者は勧説に先立つて会社名や氏名、勧説の目的などをはつきり消費者に伝え、物品の種類や価格、連絡先などを記載した契約書面を渡さなくてはなりません。買い取りを希望する場合はこれらを守っている事業者かどうかよく確かめ、契約書面を必ずもらいましょう。

問 幕別町消費生活センター(☎幕55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜~金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

介護施設運営会社を名乗る人から「市内に介護施設ができ、市内在住者の方には入居権がある」と電話があった。「必要ない」と断ると「他市に住む女性に権利を譲ってあげてほしい」と言われたので承諾した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり

「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。**違反金** 600万円支払わないと**逮捕**され拘置所に入ることになる」と言わされた。お金用意したがだまされているのではないか。

(80歳代 女性)



©Kurosaki Gen

老人ホームなどの 入居権を譲ってという 電話は詐欺です

ひとこと助言



- 実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ち掛ける不審な電話がかかってきたという相談が寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせずすぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。
- 少しでも疑問や不安を感じた場合には、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。